

質問・要望書  
と回答（口頭）[11月4日]

京都府の7市町（舞鶴市、宮津市、綾部市、福知山市、伊根町、京丹波市、南丹市）を始め、京都府民を原発事故から守ってください

老朽原発である美浜原発3号機、高浜1・2号機は廃炉にすべきと  
早急に表明してください。

京都府知事 関西広域連合委員会委員 山田啓二 様

日頃から、京都府民の安全のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

原子力規制委員会は、11月末の寿命延長の認可期限に間に合わせるために、美浜原発3号機の審査を急いでいます。

避難計画に関しては、8月27日に、高浜原発事故時の合同防災訓練が行われ、多くの問題が浮き彫りとなりました。

今のままでは、京都府のUPZ内の7市町（舞鶴市、宮津市、綾部市、福知山市、伊根町、京丹波市、南丹市）の京都府民128,500人を始めとする京都府民が原発事故から守られていません。早急に対応を取って頂くよう要望致します。

事は急ぎます。「いつか、もしかして原発の事故が起こるかもしれない」という悠長なことは言えないのが現状です。日本では現在地震が多発しています。4月の熊本地震では、繰り返し激し揺れが起きました。9月には、このような繰り返しの地震に現在の原子力規制では備えがないことが判明しました。（[資料1] [資料2]）

UPZ内人口を立地県の福井より多く抱えている京都府は、高浜1号機、2号機の再稼働を容認しない姿勢を8月23日、京都府と周辺市町、国、関電との地域協議会で主張されました。しかし、この姿勢に関西電力も国も応えていません。

原子炉設置変更許可に関する美浜3号機の審査書案へのパブリック・コメントでは、基準地震動の過小評価、熊本地震のような複数回の揺れの評価を実施していないこと等々、安全性に対する多数の意見が出されました。しかし、これらにまともに答えることなく、10

月5日には設置変更許可を下しました。6月には老朽炉高浜1・2号機の寿命延長認可を強行し、このままでは40年ルールは形骸化し、60年運転が当たり前にされかねません。高浜1・2号機の審査対応だった関電職員は、期限に間に合わせるために超過密労働を強いられ、労働基準監督署は、長時間労働による過労が自殺の原因だと認めました。このようなことは断じて許されることではありません。

地震動評価に関しては、島崎邦彦前原子力規制委員長代理により、現在の評価手法では地震動が過小評価になるとの指摘がなされました。しかし、規制委員会はまともな検討もせず、見直す必要はないとの結論を出しました。

10月12日に発生した東京電力のケーブル火災事故は、ケーブルの経年劣化による絶縁低下が原因だったと推測されています。同様の劣化が原発で起こった場合、火災のみならず、事故時に情報の把握ができず、コントロールもできない恐ろしい事態に陥ることになります。しかし、規制委員会は、美浜3号機の電気ケーブルについて「130年使用しても大丈夫」という関電の評価を鵜呑みにしようとしています。

8月27日の福井県・京都府等の広域原子力防災訓練では、訓練の不備、防災計画そのものの不備が多々浮上しました。[資料3] 安定ヨウ素剤に関しては、配布を簡易問診で済ませたこと、国の服用指示がなかったこと（9月9日の政府交渉で国が服用指示の判断基準をもっていないことが判明 [資料1]）等の問題があります。

10月27日に避難計画を案ずる関西連絡会が発表した「若狭の原発から30km圏内 京都府・滋賀県の保育所・学童施設等への原子力事故時の避難訓練などに関するアンケート」の結果では、4,244名の乳児・幼児・子ども達が原発事故から守られていないこと、そして現場の職員と府の行政の間にかい離があることが浮上しました。（このアンケートに含まれない乳児・幼児・子どもも多くいます。）

京都府が指摘されているように、熊本地震を踏まえれば、屋内退避は全く現実的ではありません。現在の避難計画では住民の安全を守れないことは明らかです。

とても心配されるのは、京都府UPZ内の乳児・幼児・子ども、妊婦、施設・在宅の要援護者が一番守られていない状況です。原発事故があれば一番被害を受けるのは子ども、妊婦、要援護者です。

避難計画、とくに優先されるべき要援護者の避難計画が出来ていないことは今までくり返し取り上げて来ましたが、これについて京都府知事ご自身に要請は届いているのでしょうか。京都府の健康福祉部 介護・地域福祉課と府民生活部 原子力防災課では内容ある進展がありません。

福島第一原発事故から 5 年半経過しています。今になっても原子力発電所から府民の安全を守る計画が整っていないことは、京都府知事を始めとする京都府行政、そして市民から選ばれた府内の首長、議員全てにかかる責任になります。とりわけ知事の責任は大きく、是非、早急に行動を取って頂くよう、切に要望致します。

下記の質問と要望への回答をお願いします。

## 質問事項

### I. 美浜 3 号機の寿命延長について

#### 質問 (1)

現行の原発の基準地震動が過小評価の恐れがある以上、規制委員会に対し、原発の運転を許可するのを止め、まずは地震動評価のやり直しを行うことを求めますか？何時までに求めますか？求めない場合はその理由を具体的にお示してください。

質問の理由： 島崎邦彦氏は、断層長さから地震規模（地震モーメント）を算出するのに使われている現行の方法（入倉・三宅式）では、地震規模が過小評価になることを指摘しました。これに対し、原子力規制庁は「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有している」が、それ以外の方法によって地震動を算出するアプローチは「科学的・技術的な熟度には至っていない」「現時点において、大飯発電所の基準地震動を見直す必要はない」（7月 27 日付文書）とし、検討を継続する等の後の手当てを無責任にも放棄しました。

さらに、地震規模から地震動を算出する現行の方法（壇他の式）も過小評価であることが明らかになっています。これらの問題は美浜 3 号機にも当てはまります。

**（回答）美浜 3 号機につきましては京都府内に UPZ 圏がないということで、京都府としてはお答えできることではないと考えています。**

#### 質問 (2)

老朽原発の電気ケーブルの経年劣化について、規制委員会はどこまで劣化すれば取替えが必要なのかの具体的な判断基準を持っていません。規制委員会に対し、判断基準を定める等、十分に検討するよう求めますか？求めない場合はその理由を具体的にお示してください。

質問の理由：

規制委員会は、高浜 1・2 号機については 103 年使用しても大丈夫という関電の主張をそのまま認め、寿命延長を認可しました。美浜 3 号機では最大劣化して使用した場合を想定し、130 年使用しても大丈夫と関電は主張しています。全く規制になっていません。

(回答) 規制委員会において対応されるべき内容と考えておりますので、京都府としてはお答えすべきことではないと思っております。

質問 (3)

美浜 3 号機の寿命延長認可の前に、国を呼んで住民説明会を行うよう、国に求めますか？

(回答) 美浜 3 号機につきましては京都府内に UPZ 圏がないということで、京都府としてはお答えできることではないということ (1) と同じです。

## II. 防災計画について

### 1. 屋内退避について

質問 (1)

今年の 6 月、京都府が内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁宛に出した「原子力発電所の安全対策について」の要請では、熊本地震を踏まえて屋内退避が困難であることを示しています。これについての国の対応の現状を教えてください。

(回答) 前回お答えしたとおり、国への京都府からの提案ということでございまして、回答を求めているものではないということで、今後施策として反映されるかどうかということで、我々としては確認していきたいというふうに考えております。

### 2. 安定ヨウ素剤の事前配布・服用の判断基準について

質問 (1)

今回の訓練の実態を踏まえ、「副作用のリスク」を避けるため、また「迅速な避難」のために、UPZ 圏住民に対しても、しっかりとした説明・問診を行った上で事前配布しておくべきではないですか？ 何時までに事前配布しますか？ 事前配布しない場合、その具体的な理由を示して下さい。

質問の理由：

福島原発事故により、福島の子どもたちには甲状腺がんが多発し、身体的にも精神的にも深い苦しみを強いられています。先の防災訓練では、福島の教訓を省みることもなく、緊張感もない訓練でした。

8 月 27 日の防災訓練では、福井県、京都府は UPZ 圏住民に対し、一人数分の簡易問診だけで配布を済ませました。「副作用のリスク」を事前配布しない理由としながら、このようないい加減なやり方で配布したのは問題です。また、国は「迅速な避難」のためこのような簡易問診になったと言っています。

(回答) 事前配布につきましては、安定ヨウ素剤の配布そのもの、国の指針及び手引きにしたがって UPZ 圏内の住民に対しては避難の際に安定ヨウ素剤を配布することとしております。従いまして、現在配布しておりますオオスミ(大浦?)半島、舞鶴市の4地域に配布している以上に事前配布をする予定はございません。

質問(2)

国に安定ヨウ素剤の服用基準を設けるよう要請しますか? 何時までに要請しますか?

質問の理由:

9月9日に行った政府交渉で、国は安定ヨウ素剤の服用の判断基準を持っていないことが明らかになりました。京都府のマニュアルによると、「規制委員会の判断」が服用の前提になっています。

(回答) 原子力規制委員会において、服用すべきか否かをその時々状況において判断されると理解しております。したがって、国に一律的な服用基準の設定を要請をする予定はございません。

### 3. 避難困難区域の安定ヨウ素剤の事前配布について

質問(1)

前回の申し入れで、避難困難地域はどこかをおたずねしました。どの地域が該当しますか。内閣府は9月9日、避難困難地域ではなくても配付に時間が掛かる地域も事前配布を求めると回答しています。これに該当する地域はどこですか。

(回答) 指針において PAZ 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、ここで安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、この指針の手順に従いまして事前配布を行うことができると規定されております。先ほど申しましたが、舞鶴市の一部、4地域においてすでに配布をしているところでございます。

質問(2)

避難や一時移転等の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等[資料4]について、関連自治体への連絡、国への予算要請は何時までに行いますか? 安定ヨウ素剤を事前配布することを何時までに完成しますか?

質問の理由:

[安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (平成28年9月30日修正)]

(回答) これも同様に、安定ヨウ素剤の事前配布は国の財政支援を受けて、すでに完了したところでございます。

#### 4. 防災訓練について

質問 (1)

8月27日の防災訓練の国のマニュアル違反について国から連絡が入りましたか？ その部分の是正はどのように行いますか？ どの内容が修正されますか？ いつまでに修正されますか？ (具体的に、除染前と後の車両が同じ車線を通り、一方通行になっていないことは国のマニュアル違反。)

(回答) 検査会場での動線につきましては、ご指摘いただいている検査と除染前後の車両が同一路を走行しないということにつきましては、現在、各会場での検証を進めているということでございます。

質問 (2)

8月27日の要援護者の避難訓練は実態がありませんでした。今後は是正しますか？ どのように内容を変更しますか？ 何時修正された内容で訓練を行いますか？

(回答) 8月27日の避難訓練においての要援護者の訓練ですけれども、私どもの方では、災害時要配慮者支援センターの運用訓練、施設、在宅の方、医療機関においての訓練を実施しております。なお9月4日の総合防災訓練においても、要配慮者の方の避難と避難所の運用訓練を、具体的に避難所においてシミュレーションといったことの訓練なんかもしていただいております。

#### 要望事項

京都府の7市町(舞鶴市、宮津市、綾部市、福知山市、伊根町、与謝野町、南丹市)を始め、京都府民を原発事故から守ってください。

1. 京都府が求めている原子力発電の再稼動に関する同意権とそれに伴う法律は制定されていません。老朽原発である美浜原発3号機、高浜1・2号機は廃炉にすべきと早急に表明してください。
2. 老朽原発に関する、住民の意見を聞く説明会を国に早急に求めてください。
3. 避難について住民説明会を開いてください。

4. 安定ヨウ素剤の事前配布が速やかに進むよう、早急に計画を立てるよう、医療課と防災課に指示してください。とりわけ、配布困難区域を指定し、国の制度を活用し、事前配布を進めてください。
5. 要援護者が優先的に避難できる計画を早急に実行できるよう、この為の検討会を設置してください。

(回答) いずれにつきましても、ご要望として承っておきたいというふうを考えておりますけども、まず1番目につきましては、美浜3号機につきましてはUPZ圏内に関わっていないということですし、高浜1・2号機につきましては27年12月に京都府として国に対してそういった意見を表明させていただいているということは付け加えさせていただきたい。

2016年11月4日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

京都の原発防災を考える会

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL:075-701-7223 FAX:075-702-1952

---

[資料1] 9月9日 院内集会&政府交渉 報告 [原発の耐震性と避難計画] 参議院議員会館  
発行：避難計画を案ずる関西連絡会など (2016.9.9)

[http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/rep\\_govneg160909.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/rep_govneg160909.pdf)

[資料2] 2016年9月9日 政府交渉・追加質問の政府回答

平成28年9月30日 (参議院議員 福島みずほ宛回答)

内閣府 (原子力防災担当) / 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力規制部

[資料3] 8.27 福井県・京都府等の広域原子力防災訓練 監視行動の報告集

2016.9 避難計画を案ずる関西連絡会 (37 ページ)

[資料4] 原子力災害対策充実に向けた考え方

～福島をの教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～

平成28年3月11日 原子力関係関係会議決定

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku\\_kakuryo\\_kaigi/pdf/h280311\\_siryoku.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku_kakuryo_kaigi/pdf/h280311_siryoku.pdf)

〇6頁 (抜粋)

(3) 安定ヨウ素剤の配布について

**【対応方針】**

UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自治体の判断で、平時に事前配布を行うことができる。国は、その事前配布を、財政的な措置も含め支援する。

---

**京都府の対応者**

原子力防災課：四方 浩課長

医療課 地域医療・病院事業担当：曾和良弘課長

健康福祉総務課：松村弘毅参事

介護・地域福祉課：田村 智課長